

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 6月 24日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県神崎郡市川町神崎769

氏名 アイカテック建材株式会社
市川工場 工場長 伊橋 隆基

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0790-28-0212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アイカテック建材株式会社 市川工場
事業場の所在地	兵庫県神崎郡市川町神崎769
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2129 その他のセメント製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 150,710万円（令和元年度実績）
③従業員数	49人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0600 廃プラスチック類
	排出量	6,646 t	134 t
	（これまでに実施した取組） 受注寸法に近い製品を増量し端材（製品切断端材）の減少を図った。 再生原料への配合を増量し、廃棄物の量を減らす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0600 廃プラスチック類
	排出量	5,300 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） 定尺品の種類を増やす。原板サイズをより増加することで、端材（製品切断端材）の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工場内の保管場所をガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・ 廃油・木くずを各所に配置し、各部門からの廃棄物を分別して 保管している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工場内の保管場所をガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・ 廃油・木くずを各所に配置している。保管場所に明確な廃棄物の名称を 表示し分別を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 カブスぐす、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2,341 t	t
	(これまでに実施した取組) 端材（製品切断端材）の粉碎処理を実施。再生原料を増やし廃棄物の量を削減している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 カブスぐす、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,690 t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生原料配合量を更に増加させることで、廃棄物の量を削減する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0600 廃プラスチック類
	全処理委託量	6,646 t	134 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	6,646 t	126 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 定尺品の種類の増加に向け製品受注データ取りを実施。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 カラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0600 廃プラスチック類
	全処理委託量	5,300 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	5,300 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 受注される製品寸法に近い定尺の製造を更に増加し、廃棄物を減少させる。製品への配合テストにより再生原料を増加させる。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。